

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定にあたり、寄せられた意見についてのQ & A

Q 1. 通学路へ防犯カメラを設置するよりも、カンガルーポケットなどを活用して、学校、地域と連携を図るなど、地域の見守り体制を強化することが有効なのではないか。

A 1. 市では、安全で安心して暮らすことのできる小金井市の実現をめざして、防犯の取組を強化するため、カンガルーのポケットのほか、青色回転灯装備車両による防犯パトロール、自主的な防犯のための活動を行う団体への防犯資機材の支給、こがねいし安全・安心あいさつ運動の推進、こがねいし安全・安心メールの配信、小中学生への防犯ブザーの貸与や通学路安全点検等の施策を実施し、小金井市防犯指針により活動の充実を図っております。また、地域においては、従来からの見守り活動も含め、地域における安全・安心の確保、防犯活動の御協力をいただいているところです。

通学路における児童の安全確保には、地域の皆様の見守り活動が第一と考えておりますが、一方で、防犯カメラは、その学校、地域等が行う通学路の見守り活動を補完するものであるため、地域の皆様の目の届かない場所及び時間帯の安全確保にも効果があると考えております。

今後とも学校や地域との連携を充実していただき、児童への温かい見守りをお願いいたします。

Q 2. 市が設置する通学路の防犯カメラについて、誰が管理し、どのように運用を行っていくのか。

A 2. 本条例では、設置者が、設置運用基準により管理責任者等を定め、管理責任者の管理のもと、運用していくこととなります。

また、市が設置する防犯カメラにおいては、この条例のほかに、小金井市個人情報保護条例等の規定も遵守した上で、設置運用基準を定め、管理責任者等を指定します。なお、通学路における防犯カメラの

設置については、設置者は小金井市教育委員会、管理責任者は学務課長を予定しております。

Q 3. 通学路に防犯カメラを設置することについて、保護者や近隣住民への説明が行われないのか。また、設置にあたって、保護者や地域の意見は反映されないのか。

A 3. 通学路の防犯カメラにつきましては、市立小学校9校全体の事業とされていることから、校長会、副校長会での説明を経て希望調査を実施しており、学校長からは、保護者、地域の方々の意見も踏まえた上での回答をいただいております。また、平成27年7月7日には、防犯カメラの設置に向けた市教育委員会の取組について、学校長に文書でお伝えし、学校を通じて全保護者の皆様へ「学校だより」等によりお知らせを配布していただいております。

防犯カメラの設置は、保護者の皆様、地域の皆様の御理解と御協力のもと成立するものであることから、小金井市安全・安心まちづくり協議会、町会長・自治会長連絡会、校長会、副校長会におきましても、その必要性の確認等をさせていただいておりますが、今後も丁寧に対応してまいります。

なお、通学路の防犯カメラの設置に関する説明会の開催につきましては、別途実施を検討しております。

Q 4. 防犯カメラは、犯罪捜査に役立つ一方で、誤認逮捕という重大な人権侵害につながるリスクがあるため、通学路への防犯カメラの設置を進めるべきではない。

A 4. 法令に基づき、捜査機関等に画像等の提供を求められたときは、本条例に照らして、必要と認められる場合には、外部提供ができるものとしていますが、捜査機関等への提供にあたっては、慎重に対応してまいります。

Q 5. 市が設置する防犯カメラについて、維持管理に関する費用はどうか

るのか。また、動作確認等は、誰が、どのように、どのくらいの頻度で行うのか。

A 5. 設置箇所にもよりますが、維持管理に関する費用については、電気料等が想定され、設置者の負担となります。また、動作確認については、設置時及び不具合等が発生した場合において、管理責任者又は取扱者等が行うこととなりますが、通学路に設置を予定している防犯カメラについては、保守点検業務等を民間事業者に委託する予定です。

Q 6. 防犯カメラの設置は、市民等のプライバシーの侵害等に配慮するため、犯罪多発地帯等に限定されるべきとの意見もあるが、犯罪多発地帯でない小金井市では、通学路への防犯カメラの設置は不要ではないか。

A 6. 小金井市では、深刻な事件が頻発する状況ではありませんが、全国的には児童等が重大な事件に巻き込まれる例も報道されており、子どもたちが安全に安心して学校に通えるようにするためには、通学路上における防犯対策が重要であると考えております。

通学路における防犯カメラの設置にあたっては、この条例の規定に基づき、設置運用基準を策定し、市民等のプライバシーの侵害等に十分配慮し、適正な設置及び運用を行ってまいります。